

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線若しくは二重下線を付し又は破線で囲んだ部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表 1（第 3 条関係） 1 周波数の割当てが可能な無線局（基幹放送局を除く。）の通信事項及び用途の一覧表（括弧内は用途の補足を示す。）			別表 1（第 3 条関係） 1 [同左]		
無線局の通信事項	用途		無線局の通信事項	用途	
[略]	[略]		[同左]	[同左]	
水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。） [RDA]	水防道路用		水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。） [RDA]	水防道路用	
[略]	[略]		道路交通情報通信に関する事項 [RDV]	道路交通情報通信用	
[略]	[略]		[同左]	[同左]	
[2 ・ 3 略]			[2 ・ 3 同左]		
別表 2（第 3 条関係） 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項			別表 2（第 3 条関係） [同左]		
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項	無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
公共業務用	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
	<u>52</u> 削除	削除		<u>52</u> 国、地方公共団体、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）により設立された地方道路公社又は道路交通情報を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人が、自動車の運転者等に道路交通情報の提供に必要な通信を行うために開設するものであること。	道路交通情報通信に関する事項
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 略] 第 2 陸上関係			別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 同左] 第 2 陸上関係		

[1 略]

2 公共業務用無線局

[(1) ・ (2) 略]

(3) 公共業務用 (通信事項が防災対策に関する事項の無線局 (中央防災に係る無線局に限る。)
) の場合に限る。)

[ア 略]

イ 緊急連絡用回線 (非常災害時 (訓練時を含む。) における、内閣総理大臣官邸及び非常災害
 対策本部と県庁 (都道府県の地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置される機関をいう。
 以下同じ。) との間の固定通信路をいう。以下同じ。) の審査は、以下により行う。

(ア) 対象無線局

[A 略]

B 国土交通省所属固定局であって、通信事項が水防道路に関する事項 (災害対策・水防に
 関する事項を除く。)、災害対策・水防に関する事項又は狭域通信に関する事項 (有料道
 路自動料金収受に関する事項を除く。) であるもの

[C 略]

[(イ) ・ (ウ) 略]

[(4) ~ (8) 略]

(9) 公共業務用 (通信事項が災害対策・水防に関する事項の無線局の場合に限る。)

国土交通省が開設する通信事項が災害対策・水防に関する事項の陸上移動業務等の無線局の審
 査は、次の基準により行う。ただし、200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は (
 21) により、路側通信システムの無線局の審査は3 (11) により、狭域通信システムの無線局の
 審査は3 (13) により行う。

[ア・イ 略]

[(10) ~ (22) 略]

3 その他の一般無線局

[(1) ~ (11) 略]

(12) 削除

[(13) ~ (21) 略]

[4 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

[1 同左]

2 公共業務用無線局

[(1) ・ (2) 同左]

(3) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

(ア) [同左]

[A 同左]

B 国土交通省所属固定局であって、通信事項が水防道路に関する事項 (災害対策・水防に
 関する事項を除く。)、災害対策・水防に関する事項、道路交通情報通信に関する事項又
 は狭域通信に関する事項 (有料道路自動料金収受に関する事項を除く。) であるもの

[C 同左]

[(イ) ・ (ウ) 同左]

[(4) ~ (8) 同左]

(9) [同左]

国土交通省が開設する通信事項が災害対策・水防に関する事項の陸上移動業務等の無線局の審
 査は、次の基準により行う。ただし、200MHz 帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は (
 21) により、路側通信システムの無線局の審査は3 (11) により、道路交通情報通信システムの
 無線局の審査は3 (12) により、狭域通信システムの無線局の審査は3 (13) により行う。

[ア・イ 同左]

[(10) ~ (22) 同左]

3 その他の一般無線局

[(1) ~ (11) 同左]

(12) 公共業務用 (通信事項が道路交通情報通信に関する事項の無線局の場合に限る。)
 ア 通信の相手方は、免許人所属の受信設備又は道路交通情報通信実施区域を通過する車両の受
 信設備であること。
 イ 無線設備は、できる限り技術基準適合証明を受けた機器であること。

[(13) ~ (21) 同左]

[4 同左]